

帯広市業務委託の最低制限価格算定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、帯広市業務委託の最低制限価格取扱要綱（平成14年10月10日制定）第3条に規定する最低制限価格の算定について、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第2条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（各号の得た金額に1円未満に端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

- (1) 直接人件費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 業務管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.5を乗じて得た額

2 前項により最低制限価格を算出するため、最低制限価格算定調書（様式第1号）を作成するものとする。

3 所管の長は、最低制限価格を定めたときは、予定価格決定書（様式第2号）に記載するものとする。

4 第1項の規定に係わらず、同項各号の規定により算出し難いと認められるときは、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で最低制限価格を定めることができる。この場合、総務部長の合議を経ることとする。

附 則

この基準は、平成20年10月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示又は指名競争入札の通知（以下「告示等」という。）を行う契約について適用し、施行日前に告示等を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

最低制限価格算定調書

件名 _____

最低制限価格は、次の内訳に基づき算定する。

（単位：円）

区 分	設 計 内 訳 書	
B	直 接 人 件 費	
C	直 接 物 品 費	
D	業 務 管 理 費	
E	一 般 管 理 費	
F (B～Eの計)	業 務 価 格	
(F×10/100)	消 費 税 (10%)	
A (F×110/100)	業 務 委 託 費	

<最低制限価格の求め方>

次の3通りの方法で求める。

$$1、 A \times 9 / 10 \quad \div \quad (1 \text{円未満切り捨て})$$

$$2、 \left[B \times 9.5 / 10 \right] + \left[C \times 9 / 10 \right] + \left[D \times 8.5 / 10 \right] + \left[E \times 6.5 / 10 \right]$$

$$= \quad \times 110 / 100 \quad \div \quad (1 \text{円未満切り捨て})$$

※B～Eの項目ごとに乗じて得た額の1円未満を切り捨てた額を各欄に記載すること。

$$3、 A \times 7 / 10 \quad \div \quad (1 \text{円未満切り捨て})$$

予 定 価 格 決 定 書

件 名

予 定 価 格	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

比 較 価 格 予定価格 ×100/110	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

最低制限価格	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

比 較 価 格 最低制限価格 ×100/110	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記のとおり決定する。

年 月 日

決定者職氏名